

東郷町地域ケア推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の全ての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアを推進することを目的に、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48の規定に基づき設置する東郷町地域ケア推進会議（以下「推進会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 推進会議は、東郷町を一つの日常生活圏域とし設置する。

(業務)

第3条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 地域課題の分析並びに解決策及び改善策の検討に関すること。
- (2) 地域包括支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) 地域づくり及び地域の資源開発の取組に関すること。
- (4) 地域に必要な施策及び事業の提案に関すること。
- (5) 東郷町高齢者福祉計画（老人福祉計画及び介護保険事業計画）の策定に関すること。
- (6) その他町長が必要と認めたこと。

(組織)

第4条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 社会福祉協議会職員
- (3) 地域包括支援センター職員
- (4) 地域包括ケアに関する学識経験者
- (5) 民生委員
- (6) 介護保険サービス事業所職員
- (7) 介護保険第1号及び第2号被保険者の代表

(8) 関係行政機関職員

(9) その他町長が必要と認める者

3 推進会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、推進会議を総括し、会議を代表する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(部会)

第5条 推進会議に、在宅医療・介護連携推進部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会に属すべき委員（以下「部会委員」という。）は、委員長が委員に諮り委員の内から指名する。

3 部会に部会長を置き、部会委員の内から委員長が委員に諮り指名する。

4 部会には、部会長の指名により議題の審議に必要な者を出席させることが出来る。

5 部会は、次の各号に掲げる事項について協議し、決定する。

(1) 地域の医療及び介護の資源の把握に関すること。

(2) 在宅医療及び介護連携の課題の抽出及び対応策の検討に関すること。

(3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進に関すること。

(4) 医療及び介護関係者の情報共有の支援に関すること。

(5) 在宅医療及び介護連携推進に関する相談支援に関すること。

(6) 医療及び介護関係者の研修に関すること。

(7) 地域住民への普及啓発に関すること。

(8) 在宅医療及び介護連携に関する関係市町村の連携に関すること。

(9) 認知症初期集中支援チームの活動状況の評価及び検証に関すること。

(10) その他、在宅医療及び介護連携推進に関すること。

6 前項において部会が決定した事項については、推進会議が決定したものとみなす。

7 部会長は、部会を総括し、部会を代表する。

8 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名

した部会委員がその職務を代理する。

9 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

(事務局)

第7条 推進会議及び部会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(会議)

第8条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、任期における初めての推進会議の招集は、町長が行う。

2 部会は、部会長が招集する。

(報償)

第9条 推進会議及び部会に出席した委員並びに部会長の指名により議題の審議に必要な者として出席した者には、公務で出席したものを除き、予算の定めるところにより報償金を支払うものとする。

(参考人等)

第10条 推進会議において、委員以外の者から意見を聴くことが適当と認められる場合は、委員長は、その者に推進会議への出席を求め、意見又は事情を聴取することができる。

2 部会には、部会委員でない医療及び介護の関係者を部会長が指名し、参加させることができる。

(個人情報保護)

第11条 委員及び前条の規定により推進会議又は部会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。